

全Ｌ協保安・業務Ｇ２第５０号
令和３年２月８日

正 会 員 各 位

(一社) 全国ＬＰガス協会

新型コロナウイルスの影響を踏まえた液石法施行規則等の
各種期限の延長について (お知らせ)

標記につきまして、２月５日付け官報において、公布、施行されましたのでお知らせいたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また直接会員におかれましては営業所等に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

記

【概要】

(１) ＬＰガス供給設備・消費設備の点検・調査及び周知の期限延長措置

- 供給設備・消費設備の点検・調査及び周知について、令和３年２月５日から同年３月３１日までに点検・調査期間を迎える場合には、その期限を４カ月延長
- 認定販売事業者告示による５年・１０年の点検・調査についても同様の延長

(２) 認定販売事業者の保安確保機器の期限延長措置

- 認定対象消費者の供給設備及び消費設備に保安確保機器を設置等について、令和３年２月から同年３月までに製造年月からそれぞれ定められた期間を経過する場合には、その期限を４カ月延長

【経産省ホームページ掲載アドレス】

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2021/02/20210205-01.html

以 上

発信手段：メール

保安・業務グループ：高木、瀬谷、橋本